

社会福祉制度の対象者及び委嘱ボランティアの統計指標化に関する研究 ～ 東北の市町村社会福祉統計資料作成の試み ～

都 築 光 一・吉 田 渡・阿 部 裕 二・田 中 治 和
増 子 正・李 忻・関 田 康 慶

A Study about the statistical indicators toward the users of social welfare system and entrusted volunteers

An experiment about making out the social welfare statistical indicators around the Tohoku regions

Koichi Tsuzuki Wataru Yoshida Yuji Abe Harukazu Tanaka
Tadashi Masuko Li Xin Yasuyoshi Sekita

Key-word: the users of social welfare, social welfare statistical indicators of municipalities, Tohoku regions

Abstract: The exact data on the users of social welfare is not effective for the local government to utilize. There for, the purposes of this study are as following: to make out the statistical indicators which are available for the local government, to make the method of how to compile the welfare data clear, the effective method for analysis.

There for we have made a team structured by scholars and the local welfare officers and through many well discussions, we send the questionnaire to all the municipalities around the Tohoku regions.

The contents of our questionnaire are as followings. The local populations, the users toward the social welfare system, the social welfare resources, human power, the formal social welfare service, welfare's finance and so on.

The following results have been made clear. The first one is that although the response from the local government is limited it is also possible to construct the welfare indicators which are effective. The second one is that sending questionnaires to all the prefectures and the municipalities' government is an effective research method for this kind investigation. The third one is that one of the analysis methods is how to standardize the welfare indicators, and during the process of standardizing the welfare indicators it is confident that not only the perspectives of the social welfare theories but also the perspectives from social welfare practice are important and necessary.

都築光一 (つづきこういち)
岩手県立大学社会福祉学部
吉田 渡 (よしだわたる)
岩手県立大学大学院
阿部裕二 (あべゆうじ)
田中治和 (たなかはるかず)
東北福祉大学

増子 正 (ますこただし)
東北学院大学
李 忻 (り しん)
日本福祉大学
関田康慶 (せきたやすよし)
東北大学大学院

1. 問題意識

社会福祉制度における対象者あるいは制度利用者と言われるひとびとの正確な数は、各年度における全国の実績値として厚生労働省の報告例が、最も正確な数であると思われる。しかしこの数は、全国の集計値としての行政資料という意味での活用は可能であっても、地方における行政機関にとって活用できる資料とはなっていない。またデータを分析する際に、その社会的背景や地域性等、全国のデータでは地方において活用できる内容や資料が揃っていない。

(1) 都道府県別集計

都道府県によっては、都道府県内の福祉施策の状況を衛生統計と併せて、年報のような形式で整理し、市町村に情報提供している例も見受けられる。東北では六県すべてに、何らかの福祉行政に関する統計的なものが見受けられるが、厚生労働省報告例から整理し直した例として比較的詳細な内容を持っていると思われるのは、岩手県と山形県の「保健福祉統計」として紹介されているものがこれにあたる。

(2) 措置権と福祉の統計

ところで例えば高齢者福祉部門の統計の値の把握はすべての市町村から可能であるとしても、生活保護になると福祉事務所を設置している市町村のみ可能であるので、実績値はすべての市町村の状況が明らかになるわけではない。さらに児童扶養手当や里親などの実績は、市町村別では明らかにならない。また都道府県が市町村の事務担当者会議などで配布する資料もあるが、これらの場合は、各部門ごとに都道府県における行政活動の状況を説明し、かつ当該年度の行政執行方針を説明するための資料として提供されるものである。したがって市町村別の様々な地域性や個別の社会的背景というものは、資料作成時点において考慮すべき前提条件とはなっていない。このため、社会福祉に関するすべての対象者または制度利用者とその状況に関する統計ともいべき実態については、政令都市も含めその内容を把握している市町村は皆無なのである。

こんにち全国の市町村では、社会福祉関係の各制度ごとに、福祉計画の策定が求められてきている。その際には、地域住民の意識やニーズを把握すると共に、サービス利用者の意向をふまえてそれぞれの計画を策

定する事とされている。にもかかわらずこれまで説明したように、全国の市町村では厚生労働省報告例のかなりの項目が把握できているとはいえ、すべての項目を把握している市町村は、一カ所もない。とりわけ福祉事務所もない町村は、一層限定されている状況である。

(3) 「社会福祉統計」の枠組みの不明確性

地方分権が進むと同時に、社会福祉制度の対象者をめぐる考え方やサービス・事業の枠組みも変化してきている。展開の早い例としては、介護保険制度がその典型である。制度創設期における介護サービスの利用対象者は、「要支援・要介護者」として認定された被保険者であった。しかし平成18年度の改正で「特定高齢者」という概念の対象者が発生した。しかもこれは果たして社会福祉の対象者なのか、それとも保健部門の対象者なのか判然としない状況である。加えて予防給付や訪問通所系サービスという区分は、そもそも社会福祉の対象なのかといった整理もなされていない。こうした点から、市町村の社会福祉行政に関する実態は、実はかなり混沌とした状況であると言える。加えて例えば高齢者の領域一つとっても、生きがいつくりや福祉教育が、市町村の社会福祉と教育の領域の双方で担われていたり、要支援要介護高齢者への支援が、保健・医療・福祉等の領域によって担われている実態を確認する事ができる。これらは、現実の課題に対応する方法として望ましい地域の仕組みであるといえるものの、その事業に関して社会福祉の統計とすべき根拠が形成されていないが故に、統計指標を明確にできていない。それ故評価が困難である。

また、高齢者領域の統計を設計するにしても、介護保険制度利用者の扱いについて考えかたを整理する課題が残る。例えば養護老人ホーム利用者については、特に問題なく高齢者福祉制度利用者として扱う事ができる。しかし特別養護老人ホーム利用者に関して、同様に扱えるかどうか問題となる。本来特別養護老人ホームは、老人福祉制度の施設であるが、運用は介護保険制度によってサービス利用に至っている。したがって利用者の統計は介護保険制度の統計として扱われる事となる。形式的には、それで十分なのであるが、この場合の老人福祉制度と介護保険制度というのは、社会福祉の分野から見て統計を扱う際には、何を説明する値となるのかを検討し、整理する必要がある。なぜなら

統計の値は、基本的には形式的な処理によって導き出されるとはいえ、そのメッセージは具体性を持った明確なものである必要があるからである。

さらに加えて、市町村合併が進んだ事もあって、都道府県内に比較検討が可能な市町村が少なくなり、他県の同規模市町村のデータを参考にする目的で、独自に調査を実施する事例も見受けられるところである。

2. 研究目的

そのため本研究では、次の三点を研究目的とした。

①市町村において活用可能な社会福祉関係の、統計資料を作成する。②統計資料の妥当な蒐集方法を整理する。③現状分析や評価などに活用できるようなデータの分析方法を試みる。

3. 研究方法

そこでこの研究では、研究者と現場の市町村事務担当者などで検討班を構成し、統計の内容について検討した。その結果を踏まえて、東北六県及び全市町村を対象に、調査を実施することとした。その結果、調査に当たっては向こう三ヵ年の計画にて調査を実施することとし、初年は対象者及び委嘱ボランティア、二年目は事業・サービス、三年目はマンパワー関連の調査を行うこととした。この三ヵ年調査のサイクルを繰り返して行うこととした。

なお、調査の実施にあたっては、東北六県の県保健福祉担当課および地方事務所と、すべての市町村に調査協力の依頼を行った。

今回はこの中から、特に県庁所在地と中核市のデータの中から、民生委員、障害者福祉及び保護率に限定して分析する。

4. 福祉統計の概念の検討

統計は、基本的にデータ収集時点の、実態を説明するものである。したがって社会福祉に関する諸統計（以下「社会福祉統計」という）は、社会福祉に関する何らかの実態を明らかにするものである。

この検討において、社会福祉の実態の把握方法を考えていく場合、制度としての社会福祉の実態と、社会福祉実践としての実態があげられる。無論その双方の

要素を含んだ内容のものも考えられるが、ここでは整理するための考え方として、制度と社会福祉実践とを区分して考える。そうした場合、制度としての社会福祉に関しては、行政に情報が集中しているので、データを確保することはかなりの程度可能と思われる。これに対して社会福祉実践に関する統計は、基本的に統計指標とすべき事項や考え方が現段階では明確になっていない。

そのため本研究では、社会福祉実践としての統計指標に関しては今後の課題として継続的に検討を加えていくこととし、先ず制度に関する統計に関して検討することとした。

制度としての社会福祉統計の場合、確実に把握すべき項目として、少なくとも以下の項目があげられよう。

①人口の内訳 ②制度の対象者（強制、任意）（制度の利用資格者、制度の利用者）の実態 ③資源（施設、機関）（公的機関、民間機関）の内訳と利用または活用状況 ④マンパワー（委嘱ボランティア、民間ボランティア、有資格者、福祉専門職等）の実態と活動状況 ⑤制度によって定められた事業やサービスの実施状況 ⑥福祉財政 などがある。

（1）人口の分析

少子高齢社会と言われて久しい。しかしこんにち、ほとんどの市町村において高齢化率が14%を越え、高齢社会となっている。報道やパンフレットなどにみる市町村を紹介する記事の内容にも人口の比率は目につくが、この場合「少子高齢化が進んでいる」という表現する場合の基準が不明である。また「少子化」をいかに説明するのが明確になっていない。こうした点で社会福祉領域では、人口を基盤とした何らかの指標が検討されても良いと思われる。この場合、調査時点の一局面の指標なのか、一定の観測期間における指標とするのか、観測の方法はどのようにするのかなど、検討課題が大きい。

本研究においては、少子高齢化指標について検討を行う。

（2）「対象者」に関する指標

社会福祉における「対象者」については、不明確な場合が少なくない。例えば老人福祉の領域の、老人クラブを例に見た場合、加入対象者は60歳以上の高齢者となる。しかし、加入者は加入手続きをし名簿に登録

された方であるので、60歳以上の高齢者すべてが老人クラブの会員ではない。加えて老人クラブの活動（事業）参加者はさらに少なくなっている。「老人クラブ」の統計を取る場合、これらのいずれの値を用いることによって、統計としての意味を持つことになるのか、議論が必要である。

また「要援護者」の場合、60歳以上をいうのか65歳以上をいうのか、明確ではない。また高齢者を対象とする場合、介護保険制度にいう「要支援・要介護者」でよいのか、それとも「特定高齢者」まで含むのか、さらには介護者も含んで考えるのかどうかなど、「対象者」の考え方は明確ではない。

現実的に統計をまとめる事が可能なのは、実際に統計の対象となった要介護高齢者の数及び保険給付の件数のみである。介護者支援対策の制度はなく、したがって整理された統計はない。施設利用者や制度の給付の対象となった場合などは、本人のみでよい。しかし在宅で家族から介護を受けていたり、在宅で障害を抱えていたり、さらには子育ての場合などは児童だけでなく、保護者とセットで考えて支援活動を行わなければならない場合が通例である。こうした場合のいわゆる「支援の対象者」は、要介護高齢者や障害者および児童だけで説明する事は不適當であり、社会福祉領域において接点のある立場の、同居の家族を加えて説明指標とすべきであろう。

（3）委嘱ボランティアに関する指標

委嘱ボランティアとして社会福祉領域で一般的に知られた存在は、民生委員・児童委員である。法令上は人口規模による事とされているが、地域的事情に考慮して民生委員の担当地区を設定できる事とされている。したがって地域における人口規模と地理的社会的事情で設定されているとあって良い。こうした点から面積や人口の面から設置状況を見て、次に活動状況を見ていくべきであろう。

（4）活動に関する統計

社会福祉に関する活動の統計というのは、厳密に言えばほぼ皆無である。老人クラブの活動状況などもあるが、そのほとんどは、国の施策の実績である。地域社会のどのような課題に対してどのような活動が展開されているかという統計は、行政や民間社会福祉事業者も含めた内容で、まとまったかたちでは存在してい

ない。ただし全国社会福祉協議会が市町村レベルで総合的にまとめている調査があり、これが都道府県ごとに整理されると市町村社会福祉協議会としては大いに参考になるであろう。

ただし市町村行政別では、そうした資料でまとめた内容のものはない。

一方、社会福祉実践に関しては、専門的な援助技術が従来から重視されてきてはいるものの、専門的技法を用いて実際の現場でどの程度活用され、どの程度機能しているのか、十分に説明され蓄積され統一された資料がない。この場合、支援活動の展開過程や具体的な支援内容およびその結果や効果についての資料が必要となろう。この際支援活動の結果が、必ずしも社会福祉制度に基づく支援に至るとは限らない。そのためどの制度や領域の支援を導入したかはともかく、それに至るまでの支援活動を整理する必要があるといえる。このためこうした点の考え方の整理が必要となる。

ただしこれは、先に触れたように社会福祉実践の統計とも言えるもので、今回の調査の範囲からは外す。これについては別に研究課題とする。

（5）専門職に関する資料

社会福祉における専門職とは、具体的にどの職種をいうのかは明確にされていない。一応現社会福祉制度下においては、社会福祉援助技術を用いて相談支援活動を行う社会福祉士、介護を行う介護福祉士、保育を行う保育士の三種がその代表とされているほか、歴史的な位置づけとして社会福祉主事をあげることができ

る。ここで統計その他として実態を明らかにする必要があるものとして、最低でもどの資格を有している者が、どのような業務に就いているのか、職位は何か、身分や待遇はどうかといった内容が統計上は必要な指標となろう。

（6）その他

社会福祉に関する統計をまとめる場合、その他必要な項目としては、事業所や機関の存在が挙げられる。公的機関や民間事業所など、こんにち数多くの専門職が配置され、先に挙げた対象者に対して様々な支援活動が展開されているのである。この支援活動については、その実態はかなり多様で、制度の枠だけでなくさらに一定の枠組みが必要となろう。ここではさらに

フィールドが把握される必要があると言えよう。

5. 調査結果

調査は、平成18年11月に実施し、平成19年1月に回収した。結果は表1のとおりである。

表1 回収成績

県	依頼市町村	回答市町村	回収率
青森県	40	28	-----
岩手県	35	25	-----
宮城県	36	26	-----
秋田県	25	19	-----
山形県	35	27	-----
福島県	61	34	-----
計	232	159	68.5

(1) 人口

東北の県庁所在地及び政令都市・中核市における少子高齢化の状況は、以下の表2のとおりである。

表でみてみると、年少人口比率は、北東北に低く、南東北にやや高い傾向が見られる。東北全体と比較すると、年少人口比率はほぼ二倍となっている。

表2 県庁所在地・政令都市・中核市の少子高齢化の状況

	年少人口 (人)	年少人口 比(%)	高齢者 人口 (人)	高齢化 率 (%)	少子 高齢化
青森市	42546	13.6	63976	20.4	-9.6
盛岡市	41595	14.1	56112	19.1	-11.4
仙台市	139729	14.0	162918	16.3	-14.1
秋田市	43763	13.2	70641	21.4	-8.2
山形市	35436	14.1	55738	22.2	-8.3
福島市	42452	14.7	60277	20.9	-10.2

平成18年3月31日現在：住民基本台帳人口

これに対して高齢化率については、仙台、郡山、盛岡などの太平洋及び内陸部に低く山間部や沿岸部に高い傾向が見られる。少子高齢比率は、秋田市が低く仙台市や郡山市が高くなっており、中核市・県庁所在地の比較で見ると盛岡市が平均的水準となっている。

(2) 対象者に関する統計

社会福祉領域において、対象者の状況を標準化した代表的な指標としては、生活保護の保護率であろう。人口1000人当たりの保護者数を示したもので全国的に

活用されている。都道府県別であっても、市町村別であっても指標として活用可能である。参考までに、東北六県の県庁所在地の保護率を以下の表3に示す。なお、対象者に関する調査結果は、要介護者数を除いていずれも平成18年4月末日現在の実績である。ここではこのうち、保護率、要介護者数、身体障害者数を見てみる。

1) 保護率

表3 保護率
県庁所在地 保護率

青森市	21.9
盛岡市	10.6
仙台市	10.7
秋田市	15.0
山形市	4.2
福島市	7.8

最も高い青森市の21.9から、最も低い山形市の4.2まで、その差は約5倍に及んでいる。この比率が、貧困の実態と適合しているのかどうかの捕捉率が示されていないので、この値については何とも言えない。しかし近年の捕捉率の推計調査結果では、10%~20%と言われている。

2) 千人あたり要介護者数

表4 千人当たり要介護者数

	対人口	対65歳以上
青森市	19.7	96.5
盛岡市	18.5	97.0
仙台市	19.2	117.9
秋田市	24.7	115.6
山形市	22.5	101.2
福島市	46.3	221.8

要介護者数に関しては、被保険者数確定の時点でもとらえる必要があると考えられたので、保険料額確定の段階でもとらえることとし、平成18年7月時点での値である。

要介護者数について、当該市の全人口と65歳以上の高齢者について、それぞれ1000人当たりで示したのが表4である。この内訳をみてみると、対人口でみて多い結果となっているのは秋田市、福島市、青森市の順である。しかし対65歳以上では、秋田市、仙台市、青森市の順である。この結果は、秋田市の高齢化率の高

さと仙台市の高齢化率の低さから来る結果と思われる。

また山形市のように、対人口の値に比べて対65歳以上の比率の高い結果となっているのは、高齢化率が高い一方で、16歳～64歳までの、いわゆる生産人口の割合が比較的低い結果と思われる。

3) 障害者数

表5 人口千人あたり障害者数

	身体障害者	視覚	聴覚	言語	肢体不自由	内部	免疫
青森市	32.7	2.4	1.9	0.3	16.8	9.9	0.0
盛岡市	31.6	2.6	2.6	0.4	18.1	7.8	0.0
仙台市	26.6	2.0	1.9	0.4	14.4	7.9	0.0
秋田市	38.3	2.8	3.0	0.6	22.2	9.6	0.0
山形市	40.8	2.5	3.3	0.5	21.6	12.9	0.0
福島市	37.3	3.0	3.5	0.5	22.1	8.3	0.0

障害者数に関しては、年度末段階の人数とした。したがって住民基本台帳の人口把握の時点と同時である。

(3) 委嘱ボランティア

表6 民生委員一人当たり指標

	民生委員一人当たり指標				
	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)	活動日数(日)	訪問回数(回)
青森市	1.26	480.45	198.47	133.1	171.6
盛岡市	1.63	540.73	222.28	144.9	203.2
仙台市	0.54	683.84	295.97	142.2	214.2
秋田市	1.30	472.95	194.13	136.8	176.2
山形市	0.79	520.70	190.65	173.9	162.1
福島市	1.34	517.76	193.70	95.0	139.4

民生委員一人当たりの件数を、相談内識別及び相談対象別の内訳を標準化してみたデータで見してみる。山形市の場合、民生委員の活動状況が活発であることが分かる。この場合、保護率は最も低いのに対して、人口千人あたり障害者数の多さが際だっており、中でも内部障害の数が多い。実際山形市の民生委員の相談者内訳でも障害者の相談が多かった。

6. 考 察

制度に関する統計データは、基本的に福祉行政に蓄積されている。今回の調査においてもそれによって、確実なデータを得ることができた。しかし、基本的な

データは、権限を所有する行政機関に存在しており、したがって経由機関には存在しない。このため書類を進達するとは言っても、申請書類のとりまとめを市町村が行い、概要を知り得たとしても、回答できるだけのデータを持っていない。児童扶養手当などがその好例であろう。これらのデータは、都道府県が保有しているのである。したがって、市町村は当該区域に居住する住民の中で、社会福祉制度を利用している実態を、確実に把握しているわけではない。障害者の職親の実態などは、仙台市などの政令都市においても把握されていないのである。このように当該市町村において、社会福祉制度の対象者が確実な形で把握されていない状況の中で、それぞれの市町村が策定した各種社会福祉関係の計画においては、計画の実施段階で部分的に対象者の把握が不十分であるために、市町村の対応として対応策が欠落する危険性をはらんでいるとも言えよう。

福祉事務所を有している市と有していない町村との違いは、データ把握状況という点で、極めて大きな差が見て取れる。福祉事務所は、福祉行政の要諦をなす機関である。一般的に「市町村」という言葉で表現しがちであるものの、実際には福祉行政の実施機関という点では、市と町村に大きな機能上の違いがあるといえよう。したがって、地域福祉計画のように「市町村」という枠組みで、各種社会福祉制度上計画の策定が義務づけられているのが実態であるものの、福祉事務所の有無によって当該市町村の住民に対して対応できる行政サービスには基本的な違いがあるのである。

また今回の調査によって、政令都市である仙台市、中核市である青森市、秋田市と、それ以外の市の統計情報の把握状況には、用語の解釈や統計処理方法に、若干の違いがみられた。特に民生委員活動の中の相談指導件数の積み上げや算出方法にはかなりのバラツキがみられ、データ管理方法に課題があることが明らかになった。これに関しては、今回の調査によって指標化に向けて当該市町村との確認のもとに調整をしたところである。こうした点で、基本的なデータそのものの把握方法に問題が存在していると言うことは、これらのデータは現時点において市町村で活用されていないデータであり、行政報告例などの報告データとしてのみ把握しているが故の結果であると思われる。

民生委員一人当たりの相談内識別及び相談対象別の相談内訳を標準化し先の保護率や要介護者数、障害者

数の状況と対応した説明のできる統計になっていることが求められる。これの内容の分析のためには、社会福祉実践の統計が不可欠であると思われた。例えばデータを具体的に見た山形市の状況にしても、民生委員の活動状況が活発であり、かつ民生委員の相談者内訳でも障害者の相談が多いことから、社会福祉実践の統計が不可欠であると思われた。

以上のように、統計によって標準化することにより、データをまとめ他との比較によってそれぞれの市町村の特徴が明らかになるのである。

また例えば民生委員の活動状況のような統計が、何らかの方法で福祉専門職において可能なのであれば、社会福祉実践の統計も可能性が出てくるのではないかと考えられる。むしろそのような社会福祉実践の統計が可能となれば、社会福祉統計の解釈がかなり幅広い内容になるものと考えられるところである。

7. 研究結果

- ① 市町村において活用可能な社会福祉関係の、統計資料を作成する点については、今回の調査に協力を得た市町村に限定されるが、活用可能と思われる社会福祉関係の統計資料を作成することができた。ただし、データの確認や整理には、用語の解釈も含め、点検が必要と思われた。
- ② 統計資料の妥当な蒐集方法を整理する点については、統計資料の妥当な蒐集方法としては、現時点では各都道府県とすべての市町村に調査協力を依頼する方法のみであることが確認された。また整理の仕方としては、データの管理方法にバラツキがみられたので点検が必要であることが判明した。
なお、データは標準化することによって整理できると思われた。標準化や指標化については、より検討が必要である。
- ③ 現状分析や評価などに活用できるようなデータの分析方法を試みる点については、分析方法としては、標準化のための方法と言うことになるが、この方法は単に制度としての社会福祉の統計という観点だけでなく、社会福祉実践の観点からも検討が必要であると思われた。

8. 福祉統計の実情と今後の課題

今後の課題として、4点あげる。

第一に指標化の検討がある。今回は委嘱ボランティア一人当たりの件数や、人口千人あたりの対象者数などの指標をあげた。しかし少子高齢化の指標とか、あるいはこれの変化の速度とかの指標化が求められると思われ、これが今後の課題で検討中である。

第二に次年度以降、市町村にデータをバックし、評価を得ることがあげられる。今回、とりまとめた統計指標が実際の市町村の対象者にとってどこまで参考になったのか、今後も必要であるのかなどの意見を徴し、この方針で進めるかより以上の内容の検討を必要とするのかなどの点検を必要とする。

第三に行政資料として必要な指標は何か、各市町村の実務担当者に確認することがあげられる。今回の指標以外により具体的な市町村の行政活動に必要な内容の統計指標があるものと考えられる。これについて、社会福祉統計の実務と理論化に向けたさらなる検討を要すると思われる。

最後に社会福祉実践との関係で裏付けをとりつつ、統計指標の説明内容を検討することがあげられる。客観的な統計指標を活用することは、勿論であるが、これの具体的な展開過程や活動状況が明確に把握され、具体的な説明資料が加わることによって先に資料で説明したように、対象者数と民生委員活動のような説明が可能となるのであり、これを専門職の活動状況と照合できると、社会福祉統計として意味を深めることとなる。そうした検討を行うことが、今後必要と思われる。

なお、今回の調査によって得られた「福祉統計」としての指標は、行政機関においても限定的なものである。それは、統計として活用することを予定し、意図的に整理していたものではないだけに、やむを得ないと思われる。今後の研究において、この点についてはなお蒐集方法の検討を要するところである。

参考文献

- 佐藤保『統計学』上下、法学書院、1977
 赤池弘次『科学の中の統計学—現代科学と統計数理の接点—』、講談社、1987
 藤咲・関田共著『医療システムの将来戦略—医療機能の分化と統合』、医学書院、1989
 杉村宏『「5, 生活保護制度」社会福祉社会保障大事

典一Ⅱ編 社会保障社会福祉の諸制度第2章 所得保障制度』、旬報社、2004、P273

参考資料

財団法人国土地理協会『住民基本台帳人口要覧—平成19年度版—』

財団法人厚生統計協会『厚生統計テキストブック 第

四版』2007

財団法人厚生統計協会『国民の福祉の動向2007年』2007

岩手県『保健福祉年報』平成16年度版

福島県『保健統計の概況』平成16年度版

宮城県『厚生統計年報』平成15年度版

山形県『保健福祉統計年報』平成15年度版